

第3次いなべ市総合計画基本構想（案）についてのご意見に対する考え方

第3次いなべ市総合計画基本構想（案）について、いなべ市パブリックコメント運用指針（平成31年いなべ市告示第31号。以下「指針」といいます。）第5条に基づき、令和6年12月16日から令和7年1月15日までの間において意見を募集いたしましたところ、多くの方から様々なご意見、ご要望、ご提案等（以下「ご意見等」といいます。）をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見等を考慮したうえで、令和7年第1回いなべ市議会定例会へ「第3次いなべ市総合計画基本構想（案）」を提出するとともに、指針第7条第2項に基づき、ご意見等に対する考え方を公表します。

なお、ご意見等の中には、第3次いなべ市総合計画基本構想（案）に対するご意見以外に、個別の計画、施策、事業その他市政全般に関するご意見等が含まれていました。ここでは同構想（案）についてのご意見に対する考え方をお示しすることとし、その他のご意見等については今後策定する総合計画基本計画、施策、個別事業を検討する中で参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

第3次いなべ市総合計画基本構想(原案)に対する意見と考え方

頁	意見	考え方
-	藤原岳自然科学館に隣接する「自然学習園 ふるさとの森」が、令和6年3月18日に、環境省の自然共生サイトに認定されたのに、どこにも記載がないため、盛り込んでほしい。	「自然共生サイト」に認定されたことは、いなべ市教育要覧、藤原岳自然科学館館報に記載し、新聞・テレビやリーフレットを通じて、市民を中心に「ふるさとの森」を訪れる方に周知をしています。今後も周知に努めてまいります。
P36	Ⅰ みんなでつくるまち 合併して20年 旧四町の特性を生かしたまちづくり ・大安町は教育・スポーツ地域ととらえ教育部局を中心に旧庁舎を多機能を備えた図書館、温水プール等を活用したまちづくり ・員弁町はスポーツ・産業集積地域と捉え、運動公園、いなべ公園、いなべ総合学園、工場群を活用したまちづくり ・北勢町は福祉・医療・健康集積地域と捉え、社会福祉協議会、保健センター、病院、多機能を備えた火葬場の更新、温泉を活用したまちづくり ・藤原町は自然と産業の調和した地域と捉え、藤原岳、梅林公園、キャンプ場等と企業が調和したまちづくり	地域の特性を活かしたまちづくりは、住民の皆さんにとって魅力的で活力に満ちた環境を創出すると考えます。 教育、スポーツ、福祉、自然を重視した施策は、地域の絆を深め、持続可能なまちの発展に寄与します。 多機能施設の整備や産業の集積は、地域の活性化にもつながると思います。地域住民の皆さんが共に考えていただくことが重要です。 市民満足度調査をはじめ、各種アンケート調査の結果や自由意見をご参考にさせていただき、令和7年度の基本計画策定を進めてまいります。
P37	(8) 少子化対策 を追加 婚活から結婚、出産、子育て、就学、就職等系統的に支援し、住んでみたいまち、幸福感ナンバーワンをめざしたまちづくりを進めます。	いなべ市の未来を担う力のため、少子化対策は必要と考えます。少子化対策は、ご意見いただいたような結婚前から出生後の児童の成長にかけた途切れのない支援はもとより、福祉、交通、獣害対策、施設整備等、様々な事業につながっているため、「少子化対策」の考え方を踏まえた上で各事業を推進するとともに令和7年度の基本計画策定を進めてまいります。
P40	(6) 防災 北部では養老桑名断層等活断層等による地震を入れる。	ご指摘のとおり、養老桑名四日市断層帯の地震については、南海トラフ地震が発生すると連動して引き起こされる可能性が高く、甚大な被害をもたらすことを本市としても危惧しています。「いなべ市地域防災計画」にも被害想定を記載しており、対策について検討しているところです。 引き続き、防災体制の強化を図っていくため、令和7年度に策定する基本計画でどのように反映できるかを検討します。
P41	5 「にぎわい・愛着」創生のまち (2) 産業振興 先行取得した市有地を活用し、企業誘致等有効活用をはかる。	企業誘致では、企業の事業規模やニーズに沿った事業用地を確保するとともに先行取得した企業用地を活用して短期間で効率的に操業できる企業誘致を基本計画で検討します。
-	いなべの自然環境と共生していくために、グリーンインフラの取り組みを、教育、育児、生活環境、労働環境、福祉、医療、商業、観光などあらゆる分野で活用、推進していくべきと考えます。 この案ではまだグリーンインフラに対する評価が限定的で、取り組む意思が弱く感じました。自然の持つ機能は人工物では代替できないもので、あらゆる方面で生態系サービスを積極的に維持、活用する方針をはっきり打ち出して欲しいです。	本総合計画基本構想(案)では、令和3、4年度の国交省支援のグリーンインフラ効果測定、地域イベントでの市民アンケート、令和5年度からの内閣府の研究事業の結果を取り入れ、いなべ市の魅力、地域特性を効果的に発揮できるグリーンインフラの構想を示しております。 ご意見をいただいたとおり、グリーンインフラはあらゆる分野に関わる取組です。研究事業も継続していることから、いなべにふさわしい自然共生と活用の方向性が見えてくると考えられます。これらを令和7年度以降の基本計画策定において参考にしていきたいと考えております。

第3次いなべ市総合計画基本構想(原案)に対する意見と考え方

頁	意見	考え方
P43	「元気みらい都市いなべの推進」の項でも、自然環境を活用した、という考えを入れて欲しいです。SDGsの先にネイチャーポジティブがあり、国も生物多様性国家戦略を打ち出しています。ウェルビーイングの推進にはネイチャーポジティブやプラネタリーヘルスの考え方が必須であり、ウェルビーイングのみ取り出して語るべきではないと考えます。	厚生労働省は、ウェルビーイングを「個人の権利や、自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」と定義しています。このことを達成するには、全ての環境（自然環境も含みます。）を含め進めることが必要と考えています。取組は、基本計画等で検討してまいります。
P36	Ⅰ みんなでつくるまち について (1) 市民参画 地域活動・市民活動がより活性するためには、現在の中学生高校生から参画しやすいスタイルまたはテーマの共有・展開が必要と感じる。10年後に成人し「我が町」と誇りを思えるような、かかわりのスタートをぜひ中学生・高校生から。 そのために、学校教育と地域活動の融合の機会を作る（職業体験、地域活動参加、協働できるお祭りなどイベント）ことが望ましいのではないか。 こんなまちにしていきたい、と思える気持ちを育む取組み。その種まきは、より早い年齢層からスタートできるとよいと思う。 以前、グリーンクリエイティブいなべが開催した「妄想会議」には小学生もくわわりとてもおもしろかった。子どもがかかわるハード事業ソフト事業にはぜひ子どもから参画できた方がよいと考える。 (3) 広報公聴 広報活動にも、小学生・中学生・高校生または市外へ進学した学生にも参画・発信してもらえ取組みがあると、若年層への波及効果が高いのではないかと思います。	第3次総合計画の策定にあたっては、若い世代の意見を取り入れたいという思いから、従来の中学生調査に加え、小学生及び高校生も新たにアンケート調査にご協力をいただきました。また、いなべ総合学園高等学校において、連携授業（産業社会と人間）を行い、いなべ市の課題解決に向けたアイデアを考えていただきました。 今後も参画しやすい形でいなべ市について考える機会を増やしていきたいと考えております。 中学校においては、地域の方の協力の元、職業体験を実施している学校もあります。また、地域調べを通して、地域の歴史やその地域に住む人々の生き方や考え方を学ぶ学習に取り組んでいる学校もあります。今後も、地域と関わりを持てるような教育活動を、学校の実情に応じて実施してまいります。 本総合計画基本構想（案）の第5章第6節の「3緑の拠点」では、グリーンインフラに関する取組を、地域とのコミュニケーションを図りながら、多様な主体と連携して推進していくこととしています。多様な主体には子どもたちの参画が含まれ、子どもたちの意見を反映した取組にしていきたいと考えております。 若者の郷土への愛着や誇りを醸成したいとの思いから、10、20代の若者に自らが見つけた市の魅力を市公式Instagramで発信していただいています。いただきましたご意見のとおり、今後も若年層に参画・発信してもらえ広報活動を増やしていきたいと考えています。

第3次いなべ市総合計画基本構想(原案)に対する意見と考え方

頁	意見	考え方
P37 P38	2 「こどもまんなか」みんなで学ぶまち について (1) 子育て支援 保育士不足の課題については、中学生・高校生というキャリア意識が高まる時期に「体験活動」として全ての生徒が幼少期の子どもにふれる体験（実習・交流）があるとよいのでは。憧れの職業として、誇りをもって目指していただきたい。そのためには、男性女性かぎらず保育士の職に従事し、生計を立てられる処遇改善が必要となると考えるが、これはぜひいなべ市として独自の政策であっても取り組んでいただきたい。 (2) 子どもと保護者の健康 妊娠期に積極的に「育児」「子どもの発達」「お母さんのメンタルヘルスについて」事前の学びを得られる場を、全ての母親に与えられるようにしてほしい。妊娠中の過ごし方、出産直後のメンタルヘルス、赤ちゃんの発達に必要な心持ちや支援（声かけや遊び方）が人間形成の土台となること、また理想よりも大変なことがたくさんあるが共に支え合おうと信頼できるコミュニティーを作れる取り組みが必要と考える。子ども家庭庁がすすめる子どもの育ち100か月ビジョンを市内の母親も認知し学べる機会を作ることが望ましいと思う。 (6) 自然環境・学習 いなべ市に、生態系保全の管轄部署を置き、自然循環のモニタリングや相談窓口などできるようにしてもらいたい。これからの10年間の生物多様性の脆弱化を防ぐことは重要であると考えます。	(1) 以前から、市内中学生の勤労体験として保育園で希望する生徒を受入れて体験していただいております。（コロナ禍の影響で再開していない保育園もあります。）また、いなべ総合学園の生徒に員弁西保育園で保育体験を実施しています。 処遇改善については、保育士等の生計が維持できるよう、法人等に国の制度に基づく処遇改善手当の支払いをすすめてもらっています。国の動向を注視しつつ、ご意見を参考に基本計画において検討したいと考えています。 (2) 妊娠8か月の時期にすべての妊婦を対象とした「もうすぐママパパ教室」を実施しております。教室の中で乳児の育児や成長発達、産後のメンタルヘルスについて話をしており、困ったときの相談先についても情報提供しております。子ども家庭庁が示している子どもの育ち100か月ビジョンについては、子育て支援センター保育士の学びの場で共有し知識向上を図っています。子育て支援センターでの母子への関わりを通じて、その家庭に合わせた子育ての仕方や見通しについて保護者に伝えています。ご意見を参考に基本計画において施策を検討してまいります。 (6) いなべ市の自然分野に関するお問い合わせについて、藤原岳自然科学館（46-8488）で対応しています。地域の生物多様性については自然学習施設を活用しながら、藤原岳自然科学館の事業（自然教室や広報番組「いなべの自然見つけ隊」）を通して発信しています。 地域の自然を再現した「自然学習園 ふるさとの森」は自然環境の保全が認められ環境省の自然共生サイトに認定されました。今後も発信に努めます。
P40	4 自然と調和した快適で安心・安全なまち について (5) 土地利用 市民にとっての、全ての自然環境の価値を市民が問えるよう（誰かがやってくれるという意識から、主体的に問題意識をもって） 学びや接触の機会を持てるようになるとうい考える。大人になってからもカジュアルに知れる、学べる機会を。	本総合計画基本構想（案）の第5章第6節3緑の拠点において、「ハード・ソフト両面において、自然の多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくり」（グリーンインフラの取り組み）を目指しております。ご意見を参考に、自然との主体的な関わりを育む「学びや接触の機会」の創出につながるような計画を策定したいと考えております。
P41	5 「にぎわい・愛着」創生のまち について (1) 農林・畜産業 獣害対策は喫緊の解決課題と考えます。農作物の被害だけでなく、保育や教育環境の影響、また移住促進の弊害となっています。追っ払うという活動だけでなく、里山機能の復活など根本的な解決策を考える必要があると思います。	現在いなべ市では直営の大型檻の運用、獣害パトロール員による追い払いやサルの群れの行動域把握、有害鳥獣駆除等を実施しておりますが、都市型の獣の増加等新たな課題も出てきております。県や他市町との情報共有や連携を行い、現行の対策と合わせ、適切な獣害対策を進めていきます。

第3次いなべ市総合計画基本構想(原案)に対する意見と考え方

頁	意見	考え方
P41P 42	オーガニックビレッジについて 令和6年度施政方針に「有機農業を積極的に進め、オーガニックビレッジ宣言を目指します。環境にやさしく安全な農産物はブランド化され、新たな価値を生み出します。供給体制が整えば学校給食にも取り入れ、オーガニック給食を目指します。」とあったが、原案のP41の農林・畜産業にもP42の総合的取組事項にも書かれていません。農畜産物を自給自足・地産地消出来るようにしておくことは、今後、いなべ市民にとって重要な役割を果たすと考えられる。この第3次総合計画に明記して市が率先して取り組んでいき、オーガニックにすることはすぐにできなくても、市が農業をさらに支援し育み市民に子どもたちに、安心安全と利益をもたらしてほしいのでよろしくお願いいたします。	有機農業や農産物の環境負荷低減に取組み、自給自足・地産地消を図ることは、環境保全だけでなく、市民の皆様が安心して食べられる食品を提供する上で非常に重要です。 有機農業への移行やその維持は時間やコストを要し、その過程や成果を適切に評価し伝えていくためには、慎重な検討と計画が必要です。 今回いただいたご意見を参考にさせていただき、令和7年度に策定する基本計画でどのように反映できるかを検討したいと考えております。
-	文化芸術の振興をさらに推進するため文化芸術の条例をつくってほしいです。第2次総合計画の中の文化芸術活動の充実として、文化協会の会員数とネコギギの飼育施設数が記載してありました。国でも他地域でも文化芸術推進計画や文化芸術基本条例をつくり、市民が文化芸術を創造し享受できるよう行政が力を入れ市民の豊かな生活を実現しています。三重県は令和5年9月に三重県文化振興条例を制定しました。本市では、様々なところで文化活動が活発に行われているので、それらを総合的に推進するためにも、ひろく市民に享受してもらうためにも、条例等制定は必要不可欠と考えます。そしてそれが観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など関連分野に有機的に連携され文化の香り高い市となり市民の幸福につながると考えられます。いなべ市では他の分野はかなり充実しているし、文化活動にも力を入れてもらっているが、総合計画に記載してすすめて頂きたいです。	市においては教育委員会と一般財団法人いなべ市芸術文化協会が中心となって文化芸術、文化振興事業を進めております。 ご指摘のとおり、三重県で文化振興条例が制定されていることは承知しております。 現段階では条例を制定する予定はありませんが、引き続き市民等の文化芸術活動における機運の醸成を図っていくため、次年度以降策定する基本計画でどのように反映できるかを検討したいと考えております。